平成２９年（フ）第１９８２号
名古屋市北区長喜町４丁目37番地　県営辻町住宅３街区11棟402号
債務者　荒木　勝幸
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０３９号
神戸市灘区灘北通10丁目１番９―806号
債務者　立木　彩夏（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３６号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目64番地　クラウドｌｓｔ202号
債務者　尾崎　善夫
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９１２号
広島市東区牛田本町２丁目10番27号
債務者　縁結び「結」こと　藤原　博子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５０号
広島県安芸郡熊野町川角５丁目12番３―102号
債務者　山根　美則
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５号
広島市安佐南区緑井３丁目１番１―305号第３ＫＳＮビル
債務者　小川　理子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１号
山口県萩市大字山田4841番地33
債務者　小橋　秀彦
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第３２号
山口県萩市大字山田4841番地33
債務者　小橋　有江
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第３４６号
大分市大字関園910番地の１
債務者　山川　祥太
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８３号
大分市大字三佐2205番地の１（セジュール戎堂203）
債務者　三浦　　綾（旧姓猪原）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６４号
北海道苫小牧市春日町１丁目11番６号　ハイツまるいＮＯ17―203号
債務者　金澤　　譲
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８０号
長野県飯田市吾妻町61番地１（藤忠コーポ２・302号）
債務者　倉嶋　貴芳
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第４０５号
岐阜市茜部辰新１丁目155番地　（アイリスハイツ　306号室）、前住所岐阜県各務原市下中屋町２丁目181番地
債務者　池田　千里
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５２号
岐阜県可児市清水ケ丘５丁目133、住民票上の住所大阪府羽曳野市西浦５丁目688番地の10
債務者　近藤　洋介
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第７７号
岐阜県可児市瀬田1301番地66
債務者　藤本　健治
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２４７号
三重県津市久居万町947番地　サンハイツＳ棟101
債務者　前田　朋美
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市神田南通６丁目190番地　メゾン光和502号
債務者　野村　幸男
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係